

大川広域行政組合建設工事執行規則

〔平成14年 3月29日
規則 第 2 号〕

改正 平成15年 4月 1日規則第 3号 平成16年 3月24日規則第 1号
平成18年12月18日規則第19号 平成19年 3月29日規則第 1号
平成年19月 8日31規則第12号 平成26年 3月 7日規則第 2号
平成27年 8月 1日規則第 4号 令和 2年 4月 1日規則第 6号

(目的)

第1条 大川広域行政組合(以下「組合」という。)支弁の建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定するものをいう。以下「工事」という。)の執行については、法令その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(工事の執行方法)

第2条 工事の執行方法は、直営又は請負とする。

2 直営工事の執行について必要な事項は、別に定める。

(請負契約の締結)

第3条 工事の請負契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札又は随意契約は、次条又は第5条第1項に規定する場合に限りこれによるものとする。

(指名競争入札によることができる場合)

第4条 指名競争入札によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) その性質又は目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約によることができる場合)

第5条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 予定価格が130万円を超えない契約をするとき。

(2) その性質又は目的が一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に適しない契約をするとき。

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(7) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第6号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

- 3 第1項第7号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(一般競争入札の公告)

第6条 管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- (2) 入札に付する工事名及び工事の場所
- (3) 設計書、仕様書、図面その他契約条項を示す日時及び場所
- (4) 入札を行う日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に必要な事項

2 管理者は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしておくものとする。

3 管理者は、第20条の2の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第1項の規定により公告するときは、同項各号に掲げる事項及び前項の規定により明らかにしておくべき事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る第20条の3に規定する落札者決定基準についても、公告するものとする。

(競争入札の参加者の資格)

第7条 管理者は、競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 工事の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この条（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第8条 管理者は、必要があると認めるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事の実績、従業員の数、資本金の額、その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めるものとする。

2 管理者は、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、前項に規定する事項を要件とする資格を定めるものとする。

3 前2項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示するものとする。

4 管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する必要な資格を定めるものとする。

(入札参加資格審査申請書等)

第9条 指名競争入札に加わろうとする者は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)に工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を明らかにした書類その他管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、建設工事入札参加資格審査申請書に代えて別に定める申請書によるものとする。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上その記載内容に基づき、指名競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

3 前項の指名競争入札参加資格者名簿は、次期の指名競争入札参加資格者名簿が作成されるまで有効とする。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第10条 管理者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、契約の種類、目的及び金額に応じ、別に定める指名業者選定基準により指名競争入札参加資格者名簿に登載した者のうちから適当と認める者をなるべく5人以上指名するものとする。

2 前項の場合においては、第6条第1項各号(第1号を除く。)に掲げる事項及び同条第2項の規定により明らかにしておくべき事項を指名競争入札執行通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 管理者は、第20条の2の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について前項の規定により通知するときは、同項の規定により通知するときは、同項の規定により通知すべき事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る第20条の3に規定する落札者決定基準についても、通知するものとする。

4 管理者は、前条第2項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登載した者が別に定める要件に該当すると認めるときは、その者を、別に定めるところにより、一定の期間指名の対象外とすることができる。

(予定価格及び最低制限価格)

第11条 管理者は、競争入札により契約を締結しようとするときは、仕様書、設計書等によりその予定価格を入札の都度定めるものとする。

2 管理者は、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることができる。

3 前2項の規定により定められた予定価格又は最低制限価格は、封書にして開札の際に開札の場所に置くものとする。

(予定価格等の秘密)

第12条 管理者は、前条第1項及び第2項の規定による予定価格及び最低制限価格の決定又は作成に当たっては、厳正に処理し、直接契約に係る職員以外の者をこれに関与させないものとする。

(入札保証金の納付)

第13条 管理者は、入札に参加しようとする者に対して、入札前に入札保証金を納付させるものとする。この場合において、入札当日に納付される入札保証金にあつては、入札保証金納付書(様式第3号)によるものとする。

2 入札保証金の額は、契約しようとする金額の100分の5以上の額に相当する額でなければならない。

3 入札保証金には利子を付さないものとする。

4 入札保証金の納付は、国債、地方債その他管理者が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

(入札保証金の減免)

第14条 管理者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、入札保証金を減免することができる。

(1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 第8条に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、過去2箇年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札の方法)

第15条 管理者は、指定日時及び指定場所に入札者を出席させ、入札保証金に係る領収書の提示を求めた上、入札書(様式第4号)を用い、次の各号に掲げるところにより入札させるものとする。

(1) 入札は1人1通とし、入札者を他の入札者の代理人とさせないこと。

(2) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出させること。

(3) 入札書は、インク又は墨で記入させ、記名押印させること。

(4) 入札書は、「何工事入札書」と表示した封筒に入れさせること。

(5) 既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせないこと。

(6) 入札金額には、原則として1,000円未満の端数を認めないこと。

2 管理者は、入札に際し不正の行為があると認めるときは、その者の入札を拒絶することができる。

(内訳書の提出)

第15条の2 管理者は、次に掲げるところにより当該入札価格の内訳書の提出を求めるものとする。

(1) 入札者は、入札執行の際に当該入札価格の内訳書を提出するものとする。

(2) 内訳書は、「何工事入札価格内訳書」と表示した封筒に入れて提出するものとする。

(開札及び再度入札)

第16条 開札は、入札の場合において入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務の関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 前項の規定により開札の結果、落札者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。
(無効入札)

第17条 競争入札に参加することのできる資格を有しない者のした入札及び次の各号のいずれかに該当する場合における当該入札は、無効とする。

- (1) 管理者の定める入札条件に違反した場合
- (2) 入札者又はその代理人が同一工事について2以上の入札をした場合
- (3) 入札者が連合して入札したと認められる場合
- (4) 入札に際して不正の行為があった場合
- (5) 入札保証金の納付がない場合又は不足する場合
- (6) 入札書の金額を訂正した場合
- (7) 入札書に記名押印のない場合又は誤字、脱字等があつて必要事項を確認し難い場合
(入札又は開札の取消し又は延期)

第18条 管理者は、天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争入札の実効がないと認められる場合には、入札又は開札を取り消し、又は延期することができる。

2 前項の規定により入札又は開札の取消し又は延期をしたときは、直ちに入札者に通知するものとする。

3 第1項の規定による入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
(落札者の決定)

第19条 管理者は、入札者のうち予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とするものとする。

2 管理者は、最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内で最低制限価格を下らない最低価格の入札をした者を落札者とするものとする。

3 管理者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

4 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 管理者は、落札者が決定したときは、直ちに、その旨を書面又は口頭により落札者に通知するものとする。

(最低価格以外の者を落札者とするができる場合)

第20条 管理者は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、最低価格をもって入札した者であっても、次の各号のいずれかに該当する(事由がある)ときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とするすることができる。

- (1) その者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあつて著しく

不相当であると認めるとき。

第20条の2 管理者は、競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から前2条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が組合にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする事ができる。

2 管理者は、前項の場合において、価格その他の条件が組合にとって最も有利なものをもって入札したものであっても、前条各号のいずれかに該当する事由のあるときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の範囲内で価格その他の条件が組合にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする事ができる。

(落札者決定基準)

第20条の3 管理者は、前条の規定により落札者を決定する競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が組合にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めるものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第20条の4 管理者は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)2人以上の意見を聴かなければならない。

2 管理者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札保証金の還付)

第21条 入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。次条において同じ。)は、落札者にあつては契約締結後に、落札者以外の者にあつては入札終了後に還付する。

(入札保証金の帰属)

第22条 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は、組合に帰属する。

(随意契約)

第23条 管理者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、仕様書、設計書により、その予定価格を定めるものとする。この場合においては、第12条の規定を準用する。

2 管理者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、なるべく2人以上の者から見積書(様式第5号)を提出させるものとする。

3 前項の規定により見積書を提出させた場合において、その見積価格がいずれも予定価格を超えるとき、又は見積書を提出させることが困難若しくは不相当と認められるときは、予定価格を示してその範囲内で契約を締結することができる。

4 管理者は、前2項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を書面又は口頭により当該相手方に通知するものとする。

(契約保証金の納付)

第24条 管理者は、契約の相手方に対して契約を締結する前に契約保証金を納付させるものとする。

- 2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当する額でなければならない。
- 3 管理者は、契約金額の増減があった場合は、その増減の割合にしたがって契約保証金を増減することができる。
- 4 契約保証金には、利子を付さないものとする。
- 5 契約保証金の納付は、国債、地方債その他管理者が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

(契約保証金の減免)

第25条 管理者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、契約保証金を減免することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第8条に規定する資格を有する者による競争入札に付した場合において、過去2箇年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 指名競争入札の方法による契約又は随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(契約保証金の還付)

第26条 契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。第27条において同じ。）は、工事の検査終了後に還付する。

(入札保証金に関する規定の準用)

第26条の2 第13条の規定は、契約保証金を納付させる場合に準用する。この場合において、第13条中「入札に参加しようとする者」、「入札前」、「入札保証金」、「入札当日」及び「入札保証金納付書」とあるのは、それぞれ「契約を締結しようとする者」、「契約前」、「契約保証金」、「契約当日」及び「契約保証金納付書」（様式第3号）と読み替えるものとする。

(契約保証金の帰属)

第27条 契約の相手方がその契約上の義務を履行しないときは、その者の納付に係る契約保証金は、組合に帰属する。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(工事請負契約約款による契約の締結)

第28条 管理者及び契約の相手方は、大川広域行政組合工事請負契約約款（平成14年大川地区広域行政振興整備事務組合告示第16号）により契約を締結するものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これによらないことができる。

- 2 前項の大川広域行政組合工事請負契約約款は、管理者が告示で定める。

(契約書の作成)

第29条 管理者及び契約の相手方は、第19条第5項又は第23条第4項の規定による通知をした日から10日以内に、契約書を作成しなければならない。ただし、契約書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便

により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

- 2 前項の規定する期間内に契約の相手方の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、契約の相手方の決定は、その効力を失うものとする。

(工事請負契約書)

- 第30条 前条第1項の規定による契約書は、工事請負契約書(様式第6号)によるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これによらないことができる。

(工事監督職員)

- 第31条 管理者は、工事の施工について監督を行わせるため職員のうちから工事監督職員を置くものとする。ただし、管理者においてその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 管理者は、前項本文の規定による工事監督職員を置いたときは、契約の相手方に対してその旨を通知するものとする。

(工事検査職員)

- 第32条 管理者は、工事に係る契約の履行の確認を行わせるため、職員のうちから工事検査職員を置くものとする。

(監督及び検査の委託)

- 第33条 管理者は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、組合の職員によって、監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でない認められるときは、組合の職員以外の者に委託して当該監督は又は検査を行わせることができる。

- 2 第31条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

- 第34条 管理者から検査を命ぜられ、又は委託された者の職務は、特別の事情がある場合を除き、管理者から監督を命ぜられ、又は委託された者の職務と兼ねることができない。

(工事請負代金額の変更)

- 第35条 管理者は、工事内容の変更等の理由により請負代金額を変更する必要を認めたときは、次の算式により得た金額の範囲内で契約の相手方と協議し、変更請負代金額を決定するものとする。

(算式)

変更設計に係る工事価格×請負比率(元請負工事価格/元工事価格)×110/100

(契約の相手方との協議)

- 第36条 請負契約の条項により、管理者と契約の相手方とが協議する事項について協議が調った場合で当事者において必要と認めたときは、工事請負協定書を作成し、当事者が記名押印して、各自1通を保存するものとする。

(請負契約の変更)

- 第37条 管理者は、工期、請負代金額等当初の契約を変更する必要を認めたときは、契約の相手方と協議が調ってから5日以内に工事請負変更契約書(様式第7号)により契約を変更するものとする。

(前金払)

- 第38条 管理者は、請負代金額200万円以上の工事であって、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下

単に「保証事業会社」という。)の保証に係るものについては、工事の種類及び規模等を勘案して前金払をすることができる。

- 2 前項の規定により前金払をすることができる額は、請負代金額の100分の40以内の額とする。
- 3 管理者は、請負代金額1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上工事であって、次に掲げる要件に該当する保証事業会社の保証に係るものについては、前項に規定する範囲内で既にした前金払に追加して、請負代金額の100分の20以内の額の前金払(以下「中間前金払」という。)をすることができる。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 4 管理者は、請負代金額を減額した場合において必要があると認めるときは、前払金額(前項の規定により中間前金払をしているときは、その額を含む。以下同じ。)の全部又は一部を返納させることができる。
- 5 管理者は、請負代金額を増額した場合において必要があると認めるときは、その増額後の請負代金額の100分の40(第3項の規定により中間前金払をしているときは、100分の60)から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前金払をすることができる。

(部分払)

第39条 管理者は、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品(工事監督職員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したものに限り)に対する請負代金相当額の10分の9以内の額の部分払をすることができる。

- 2 前項の規定による部分払は、請負代金額100万円以上の工事について、次の区分により行うものとする。
 - (1) 請負代金額500万円以下 1回
 - (2) 請負代金額2,000万円以下 2回以内
 - (3) 請負代金額5,000万円以下 3回以内
 - (4) 請負代金額が5,000万円を超える場合は、5,000万円増すごとに1回を3回に加えた回数以内
- 3 前条の規定により前金払をした場合における部分払をすることができる額は、第1項の規定にかかわらず、次の算式により算出した額以内の額とする。

(算式)

$$\text{第1項の請負代金相当額} \times \left\{ \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right\}$$

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に契約中のものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成15年4月1日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月18日規則第19号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、平成19年度の指名競争入札に係る入札参加資格審査の申請に係る受付から適用する。

2 この規則の施行の際現に契約中のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月29日規則第1号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第1条中大川広域行政組合契約規則第15条の改正規定は、平成18年度中に提出された「入札指名願書」については、改正後の「入札参加資格申請書」と読み替え、平成18年度中において作成した「入札指名人名簿」については、改正後の「指名競争入札参加資格者名簿」とそれぞれ読み替えて平成19年度からの指名競争入札について適用する。

3 第1条中大川広域行政組合契約規則第17条、第23条第3号及び第2条中大川広域行政組合建設工事執行規則第13条第1項、第14条第2号、第25条第2号から第4号の改正規定並びに第26条の2を追加する規定は、平成19年7月11日から適用する。

4 第1項の公布の日の前日において、改正前の大川広域行政組合工事執行規則により置かれた「工事検査員」及び「工事監督員」は、それぞれ改正後の「工事検査職員」及び「工事監督職員」と読み替えてこの規則の公布日以降その職務を行うものとする。

（経過措置）

5 この規則の施行の際、この規則による改正前大川広域行政組合契約規則及び大川広域行政組合建設工事執行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成26年3月7日規則第2号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月1日規則第4号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の様式第6号及び様式第7号の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則は、この規則の施行の日以降に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

様式第1号（第9条関係）

受付番号

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

殿

許 可 番 号 許可（ ）第 号

許 可 年 月 日 年 月 日

住 所

電話番号

名称又は商号

代 表 者 名

印

今般貴組合に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

指名競争入札執行通知書

下記のとおり指名競争入札を行いますから、希望があれば大川広域行政組合建設工事執行規則及び下記事項を承知の上、参加してください。

記

入札に 付する 事項	工 事 名	
	工事の場所	
	工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
入札条項及び契約 条項を示す場所		
現場説明場所		
現場説明日時	年 月 日 時 分	
入 札 場 所		
入 札 日 時	年 月 日 時 分	
入 札 保 証 金		
契 約 保 証 金		
前 払 金	前払金の保証契約締結に基づき希望により、1件200万円以上の工事につき、請負代金額の100分の40以内の額を支払う。	
部 分 払	有 回以内 無	
備 考	<p>1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするもので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者にとっては消費税抜きの金額、免税事業者にとっては契約希望金額の110分の100に相当する金額）を入札書に記載すること。</p> <p>2 落札者となった場合は、工事請負契約書の作成の前に、消費税に係る課税・免税事業者届出書を契約事務担当者に提出すること。</p> <p>3 指名競争入札に参加することのできる資格を有しない者（地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4に該当する者及び同令第167条の11第2項の規定により定めた資格を有しない者をいう。）のした入札及び大川広域行政組合建設工事執行規則（平成14年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第2号）第17条各号のいずれかに該当する入札は無効とすること。</p> <p>4 最低制限価格未満の入札をした者は、この通知書に掲げる工事に係るその回以降の入札に参加できないこと。</p> <p>5 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。</p> <p>6 主任技術者又は監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の工事の場合には、専任の主任技術者又は監理技術者。以下同じ。）を配置することができないときは、入札に参加できないので、入札辞退届を入札日前に契約事務担当者に提出すること。 他の入札との関係で主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったときも、入札に参加できない。</p> <p>7 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができること。 また、入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではないこと。</p>	

様式第3号（第13条、第26条の2関係）

入札（契約）保証金納付書																
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">納付金額</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> </table>							納付金額		千	百	十	万	千	百	十	円
納付金額		千	百	十	万	千	百	十	円							
ただし																
内 訳	種類	記号番号	額面金額	枚数	納付金額	備考										
	現金	/	/	/												
	証															
	券															
	内容の概略															
<p>大川広域行政組合建設工事執行規則第13条（第26条の2）の規定により、上記のとおり入札（契約）保証金として納付します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>収入決定権者 殿</p> <p style="text-align: right;">納付者 住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p>																
<p>上記の金額（証券）を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>納付者 様</p> <p style="text-align: right;">大川広域行政組合会計管理者（指定金融機関等） 印</p>																
<p>入札（契約）保証金還付請求書</p>																
<p>上記金額（証券）の還付を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>支出決定権者 殿</p> <p style="text-align: right;">請求者 住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p>																
<p>上記の金額（証券）を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大川広域行政組合会計管理者（指定金融機関等） 殿</p> <p style="text-align: right;">受取人 住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p>																

- 備考 1 納付金額については、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に¥の記号を付記すること。
- 2 納付金額は、訂正しないこと。
- 3 附属利札があるときは、備考欄に枚数及び必要な事項を付記すること。

様式第4号（第15条関係）

入 札 書

年 月 日

大川広域行政組合
管理者 殿

入 札 者 住 所

名称又は商号

代 表 者 名 ④

大川広域行政組合建設工事執行規則及び仕様書、図面その他入札条項を承知の上、次のとおり入札します。

記

入 札 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工 事 名

工 事 場 所

備 考 1 入札金額は、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に¥の記号を付記すること。

2 入札金額を訂正しないこと。

様式第5号（第23条関係）

見 積 書

年 月 日

大川広域行政組合
管理者 殿

見 積 者 住 所

名称又は商号

代 表 者 名 ④

大川広域行政組合建設工事執行規則及び仕様書、図面その他見積条項を承知の上、次のとおり見積します。

記

見 積 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工 事 名

工 事 場 所

備 考 1 見積金額は、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に¥の記号を付記すること。

2 見積金額を訂正しないこと。

様式第6号（第30条関係）

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 名
 2 工事の場所
 3 工 期 自 年 月 日
 至 年 月 日

請 負 代 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
請 負 代 金 額 の うち消費税及び地方 消 費 税 の 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
契 約 保 証 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無]

- 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
 該当しない

上記の工事について、発注者大川広域行政組合と受注者 〇〇〇〇とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、大川広域行政組合建設工事執行規則第28条第2項の規定に基づき管理者が定める大川広域行政組合工事請負契約約款により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所
 大川広域行政組合
 管理者

印

受 注 者 住 所
 名称又は商号
 代表者名

印

- 備考 1 請負代金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に¥の記号を付記すること。
 2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「✓」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

様式第7号（第37条関係）

工事請負変更契約書

請負代金額の増減金額		千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額の増減金額のうち消費税及び地方消費税の額の増減金額		千	百	十	万	千	百	十	円

工 事 名

工 事 の 場 所

変 更 前 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日

変 更 後 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無]

 該当する

分別解体等の方法等 変更あり（別紙のとおり）
 変更なし

 該当しない

発注者大川広域行政組合と受注者 年 月 日に締結した契約に係る
 上記工事の工事請負契約書及び設計図書（設計書、図面及び仕様書）の内容の一部を変更する契約を締結し、その証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を原契約書とともに保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所
 大川広域行政組合
 管理者

印

受 注 者 住 所
 名称又は商号
 代表者名

印

- 備考 1 請負代金額の増減金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに増額の場合は頭書に¥の記号を付記し、減額の場合は頭書に¥△の記号を付記すること。
- 2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「✓」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。